

紀南環境広域施設組合規則第1号

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

紀南環境広域施設組合 管理者 真砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条中「100分の67.5」を「100分の85」に改める。

第2条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「の規定による職員の職務の級の分類基準」を「に規定する規則で定める職務」に改める。

第14条中「100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職務の級の分類基準

級	職務
行政職給料表	1級 1 技術員の職務 2 保育士、保健師、看護師、理学療法士、社会福祉士、栄養士、教諭、学芸員、技能員の職務
	2級 1 技師の職務 2 一定の知識経験を有する保育士、保健師、看護師、理学療法士、社会福祉士、栄養士、教諭、学芸員、技能員の職務
	3級 1 高度な知識経験を有する保育士、保健師、看護師、理学療法士、社会福祉士、栄養士、教諭、学芸員、技能員の職務 2 主任技能員の職務
	4級 1 困難な業務を行う保育士、保健師、看護師、理学療法士、社会福祉士、栄養士、教諭、学芸員、技能員、主任技能員 2 企画員、主任
	5級 1 困難な業務を行う企画員、主任の職務 2 指導主事
	6級 参事、室長、館長、次長、所長、園長、局長
	7級 理事、森林局長、行政局長、教育次長、議会事務局長

附 則

- この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則第14条の規定は、平成27年12月1日から適用する。